

小松市監査公表第1号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月20日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 対象部署 予防先進部 ふれあい福祉課
- 3 監査結果の公表年月日 令和3年3月31日（小松市監査公表第15号）
- 4 措置通知の受理年月日 令和3年4月12日
- 5 監査の結果及び措置の内容

指摘事項	措置の内容
<p data-bbox="225 663 488 696"><ふれあい福祉課></p> <p data-bbox="225 707 788 1028">行政財産使用料の継続使用許可事案について、前回の監査にて年度当初に請求されていなかったため、適正に事務処理されるよう指摘したところであるが、今回の監査においても改善されていなかった。行政財産使用料徴収条例第6条の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p data-bbox="810 707 1370 931">年間スケジュールに明記及び年度当初の継続使用許可の承認の際に、納付書を一緒に送付することで、年度当初に使用料請求するように徹底し、適正に事務処理を行うよう改善した。</p>